

## 平成 16 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 16 年 9 月 24 日（金）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

1. 日 時 平成 16 年 9 月 24 日（金） 14:00～15:30
2. 場 所 兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）
3. 議事要旨

### 1 号議案：阪神間都市計画用途地域の変更

#### 【議案の説明】

新住宅市街地開発事業が行われている三田市北摂三田ウディタウン地区内において、時代のニーズに合わせ、事業の施行計画を変更することに伴い、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を図るため、用途地域を変更するものである。

#### 〔概要〕

##### 1 用途地域（県決定）

- ・ゆりのき台 3 丁目地区  
第 1 種中高層住居専用地域(150/60) 第 1 種低層住居専用地域(100/50) 約 3.5ha
- ・ゆりのき台 4 丁目・5 丁目地区  
第 1 種中高層住居専用地域(150/60) 第 1 種低層住居専用地域(100/50) 約 8.5ha
- ・けやき台 6 丁目地区  
第 2 種住居地域(200/60) 第 1 種低層住居専用地域(100/50) 約 0.2ha
- ・あかしあ台 4 丁目地区  
第 1 種中高層住居専用地域(200/60) 第 1 種低層住居専用地域(100/50) 約 5.8ha
- ・すずかけ台 1 丁目地区  
第 1 種中高層住居専用地域(150/60) 第 1 種低層住居専用地域(100/50) 約 0.5ha
- ・すずかけ台 4 丁目地区  
第 1 種中高層住居専用地域(150/60) 第 1 種住居地域(200/60) 約 1.3ha

#### 【主な意見等】

委員から、すずかけ台 4 丁目地区の公益的施設の位置づけと性格について質問があった。

#### 【採決の結果】

原案どおり可決

## 第2号議案：東播都市計画道路の変更(3.4.2号国道線西の変更)

### 【議案の説明】

国道線西は、一般国道175号との交差点を起点とし、加古川市境に至る延長約10.4kmの主要幹線道路である。一般国道2号として供用され、第二神明道路及び一般国道250号(明姫幹線)とともに、明石市域の東西都市軸を形成し、地域の社会経済活動を支える重要な路線である。

本路線の起点から一般国道250号に至る区間(約2km)については、将来交通需要に対処するため4車線で都市計画決定しているが、起点から約1.3kmの区間においては、現況幅員が約12mの2車線で、両側を4車線整備済み区間に挟まれた「ボトルネック区間」となっていることから慢性的な交通渋滞が発生するとともに、歩道部も狭く自転車・歩行者の安全で快適な利用環境が整っていない状況である。

このため、渋滞を解消し円滑な交通流を確保するとともに、自転車・歩行者の安全性を確保するため、現在の道路構造令に適合するよう幅員を18mから29mに変更するものである。

### 【概要】

3.4.2号国道線西 幅員18m(2車線) 延長約10,440m

(起点側約1.3km区間における幅員の変更)

### 【主な意見等】

委員から、意見書に係る補償問題及び意見書提出者への説明の状況について質問があった。

委員から、JR山陽本線を横過する橋梁の安全対策について質問があった。

### 【採決の結果】

原案どおり可決

---

## 都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について(答申素案)

### 【説明】

#### 1 はじめに

(1) 都市計画道路は、戦後から高度経済成長期にその多くが定められ、都市及び都市活動の拡大・膨張を想定して計画決定されてきたと考えられる。

しかし、社会経済情勢の変化により、都市計画道路網の未整備区間の中には、その必要性に変化が生じているものも潜在的に存在すると考えられる。

(2) 必要性の失われた都市計画道路を存続させると、土地利用制限を長期に渡り不要にかけ続けると同時に、効率的な道路整備プログラム策定の支障になりかねない。

そこで、長期未着手区間が多く残されている都市計画道路網について、近畿の新たな将来交通需要が示された平成15年度からの2力年で県が見直しを行うにあたり、基本的な考え方を示すものである。

## 2 見直し対象区域及び対象道路の種別

- (1) 対象区域：県下の都市計画道路が存在する 50 市町（別途見直し中の神戸市除く）とすることが適切である。
- (2) 対象道路の種別：幹線街路とすることが適切である。  
（自動車専用道路、区画街路及び歩行者専用道路などの特殊街路は除く。）

## 3 都市計画道路網の現状と課題

- (1) 現状：県内（神戸市除く）の幹線街路の整備状況（H15 年 3 月現在）  
県内の幹線街路の計画総延長は、約 1,870km、そのうち約 1,260km が整備済、残り約 610km が未整備となっている。  
未整備区間の内、現在事業中又は今後 10 年以内に事業予定の区間は約 150km である。  
残りの今後 10 年以内に事業実施が見込まれない約 460 km の区間のうち、約 340 km は都市計画決定後、30 年以上が経過している。

### (2) 課題

#### 未整備区間に対する考え方

今後 10 年以内に事業実施予定のない 448 区間、約 460km のうち、約 6 割にあたる 288 区間、約 290km で何らかの課題を抱えており、そのうち 57 区間、約 60km について、「必要性に変化が生じている」と考えられる。

#### 未整備区間の課題内容

「必要性に変化が生じている」と考えられる区間の課題としては、「歴史的建造物やまちなみの破壊」「社会経済情勢やまちづくりの変化による計画の再検討」、「代替道路の整備による計画の再検討」などがあり、全体を通じては、「支障物件が多量」という課題が最も多い。

## 4 見直しの進め方

### (1) 見直し対象区間

- ・今回の見直しは、何らかの課題を抱えている 288 区間（290km）を対象に検討を進めることが適切である。
- ・課題の無い区間の中でも、将来交通需要から車線数の見直しが必要と判断される区間等については、適宜検討対象に加える必要がある。

### (2) 必要性の検証方法

- ・都市計画道路の見直しに際しては、まず、対象区間毎に必要性の検証を行うべきである。
- ・検証にあたっては、「必要性検証チェックシート」を作成し、検証する理由や、必要性検証指標である「道路密度・配置バランス」、「道路の機能」等について整理することが必要である。

## 5 見直し方針

### (1) 対象路線(区間)の廃止・存続の方向性

- ・「道路密度・配置バランス」と「道路の機能」を「廃止」又は「存続」の方向性を

判断する際の基準とすることが適当と考える。

- ・「廃止に向けて検討を進める」路線(区間)は、廃止をしても「道路密度・配置バランス」に問題がなく、各種の「道路の機能」も必要でないものとし、それ以外の場合は、「存続の方向で検討を進める」路線(区間)とすることが適当と考える。

(2) 「存続の方向で検討を進める」路線(区間)の見直しの方向

- ・「存続の方向で検討を進める」路線(区間)は、「道路ネットワークの連続性」と「将来交通需要と計画車線数の整合性」を判断基準として、「車線数の見直し」、「路線(区間)の追加」、「個別路線(区間)毎の対応」の3つのケースに見直しの方向を区分することが適当と考える。

(3) 「個別路線(区間)毎に対応を検討する」路線(区間)の見直しの方向

- ・「個別路線(区間)毎に対応を検討する」路線(区間)は、「現在の都市計画どおりに整備する場合の課題」を踏まえ、求められる道路の機能、沿道の土地利用や建築物の状況等を勘案すると、「ルートの変更」、「道路区分の変更」、「幅員の変更」、「交差点や他の施設との交差点の区域の変更」、「その他の対応」の各ケースが見直しの方向として想定される。

## 6 見直しに際しての留意事項

### (1) 変更理由の明確化

- ・今回、示されている見直しの方向に沿って、今後、都市計画決定権者が都市計画変更の手続、又は事業者が必要な対応を進めていくことが適当と考えられる。
- ・その際には、見直しの理由を明確にするとともに、都市計画変更の手続を行う場合は、住民参画の手法を検討し、見直しの方向について十分な合意形成を図る必要があると考えられる。

### (2) 住民との合意形成

- ・都市計画変更の手続を行う場合は、見直しの理由及び方向を客観的にわかりやすく住民に説明し、十分な理解を得ることが必要と考えられる。
- ・存続の方向の場合は、住民との合意形成に重点を置き、見直し案の策定について、透明性、公平性を確保しつつ、必要に応じてできるだけ早い段階から住民の参画を得て、行政との協働作業により進めていくことが適当と考えられる。

## 7 おわりに

今回、県が行う一斉見直し以降も、市町合併や経済情勢の変動、あるいは更なる価値観の多様化など、都市計画道路網をとりまく情勢は、今後も変化していくものと考えられる。

都市計画道路網については、的確な都市計画決定に努めるとともに、今後とも、時代の変化に即応しながら必要に応じて見直しを適宜進めていくべきである。

### 【主な意見等】

委員から、未整備区間の課題の内容について質問があった。

委員から、都市計画制限について質問があった。

委員から、「整備済」及び「未整備」の定義についての質問並びに整備中の幹線街路の扱いについての意見があった。

委員から、公共事業の考え方とあり方を検討課題とするよう意見があった。

委員から、都市計画決定されながら、長期間事業実施されていないことについての質問及

**び実施予定のパブリックコメントを含め住民の参画と協働の視点を重視して進めるよう意見があった。**

---

4．お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
都市行政係 078-362-3587

**なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録（全文）についても、10月下旬頃には同センターにおいて閲覧することができます。**